

役員報酬規程

平成 16 年 5 月 12 日理事会議承認

(総 則)

第 1 条 社団法人再開発コーディネーター協会(以下「本会」という。)の常勤役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第 2 条 報酬は、年額とする。ただし、通勤手当は別途支給する。

2 報酬額は次の各号に掲げる常勤役員に対し、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法第 95)に定める指定職俸給表適用職員が受ける年間給与に準じ、本会の財政状況を勘案し、それぞれ当該各号に定める範囲内で、会長が定める。

- 一 専務理事 指定職俸給表 2 号以下
- 二 常務理事 指定職俸給表 1 号以下

(支給日等)

第 3 条 報酬は、毎月 20 日(その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日)に支給する。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

役員退職金規程

平成 16 年 5 月 12 日理事会議承認

(総 則)

第 1 条 社団法人再開発コーディネーター協会(以下「本会」という。)の常勤役員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 退職金は、役員が退任したときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

ただし、定款第 17 条に規程する理由により役員を解任された者には、退職手当を支給しない。

(退職金の額)

第 3 条 退職金は、退職時における報酬年額の 1/2 の額に、役員在任年数を乗じて得た額。

ただし、業績及び本会の財政状況を勘案して会長が定めた功労加算率を乗じた額を加算することができる。

2 前項の功労加算率は、100 分の 150 以内とする。

(支給日等)

第 4 条 退職金は、予算その他の特別な事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から 1 月以内に支給する。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 12 日から施行する。